

## 株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度について

## みなし提供制度の概要

- 定時株主総会を招集するときは、その招集通知に計算書類等の株主総会資料を添付して株主に提供しなければならない。
  - ➡ 株主総会資料の一部について、招集通知の発出時から株主総会后3か月が経過するまでの間ウェブサイトに掲載することによって、株主に提供したものとみなす(会社法施行規則第94条第1項等)
- 重要な事項、典型的に株主の関心が高いと思われる事項等は、対象外
- ウェブ開示の措置をとる旨の定款の定めが必要

## ウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる資料(別紙も参照)

招集通知		不可
株主総会参考書類(決議事項の内容等を記載するもの)		一部可 (議案等は不可)
事業報告		一部可
計算書類(単体の決算)	貸借対照表・損益計算書	不可
	株主資本等変動計算書・個別注記表	可
連結計算書類(グループの決算)		可